

3. 輸入解禁植物の検疫条件

(1) 植物防疫法の輸入禁止規定

我が国の植物防疫法では、その第7条においてもし万一我が国に侵入・まん延した場合はかり知れない被害が発生すること等が予測される我が国未発生 of 病害虫であって、輸入時の検査では発見が困難な病害虫について予め世界的な文献等で調査の上、その発生地域と寄生する植物を定め、これらの輸入を禁止してその侵入防止に万全を期すこととしています。

このような輸入禁止規定の対象とする病害虫は、害虫ではチチュウカイミバエやコドリガ等9種、病害ではジャガイモ癌腫病や火傷病等4種、線虫類ではジャガイモシストセンチュウやカンキツネモグリセンチュウ等3種、その他日本未発生 of イネの病害虫であり、これらが寄生する植物は輸入禁止品として農林水産省令(植物防疫法施行規則の別表2)に具体的に規定されています。

(2) 輸入禁止規定の解除(輸入禁止品の条件付き解禁)

輸入禁止品であっても、それらが発生国で撲滅された場合や輸出前に完全な殺虫、殺菌などの消毒措置が行われ、我が国へ侵入する恐れが全くなくなったと認められる場合には、農林水産大臣は公聴会において学識経験者等の意見を聴くなどして、必要な条件をつけて輸入を一部解除することとしています。例えばフィリピン産のマンゴウ(マニラスーパー種)生果実は、同地域にミカンコミバエ、ウリミバエが発生しているため輸入禁止になっていますが、これらを完全に殺虫する消毒方法(蒸熱による消毒)がフィリピン政府により開発されたため、これを受け我が国の植物検疫当局によって技術的な検証手続きが行われた上、技術的に必要な条件(当該消毒を確実に実施したものであること、わが国から派遣された植物防疫官の消毒確認を受けたものであること、こん包には消毒された旨の表示があること等)が付けられて輸入禁止規定が解除されています。

(3) 解禁植物の検疫条件一覧

これら解禁植物の検疫条件は、農林水産大臣の告示として公布されますが、この内容のうち重要事項を一覧表として当会で取りまとめたのが別紙3です。

なお、個々の解禁植物に係る農林水産大臣の告示は、農林水産省植物防疫所のホームページにその公布文のまま掲載されていますのでご参照ください。